

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	株式会社クレイモア
主たる営業所の所在地	埼玉県狭山市つつじ野1丁目23番402号
許可番号	埼玉県知事許可（般-3）第75271号

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

・ 期 間

令和6年6月18日から同年6月20日までの3日間

・ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

3 処分年月日

令和6年6月3日

4 処分の原因となった事実

株式会社クレイモアは、新潟県南魚沼市内のマンション修繕工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けていない業種であったにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を複数請け負った。

このことは、同法第28条第3項（同条第2項第2号該当）に該当する。

(参考：関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 (略)

2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。

一 (略)

二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 略